

2014年6月6日

中華民国 經濟部知慧財産局御中

一般社団法人日本知的財産協会
アジア戦略プロジェクト
常務理事 別所 弘和

著作権法改正草案（第一稿）に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「著作権法改正草案（第一稿）」について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 著作権法改正草案（第一稿）に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 西尾 信彦
TEL：81-3-5205-3433
FAX：81-3-5205-3391
Email：nishio@jipa.or.jp

台湾 著作権法改正草案向け要望 ①

件名	著作権の起点が完成時であること（改正草案第3条、第11条、第14条）
現状／問題点	<p>改正草案第11条では、「著作人於著作完成時享有著作権。但本法另有規定者，從其規定。」と規定されている。</p> <p>しかしながら著作物は作成途中であっても創作性があれば保護されるべきである。例えば、書きかけの小説や楽譜、絵画、ソフトウェアなどでも作品としての価値が生じる場合がある。或いは作成途中の作品が第三者に盗用・複製されるなどした場合、“完成”していないことをもって著作権を有しないと判断されることも考えられる。</p>
改善要望	改正草案第3条第1項第3号、第11条、第14条の「著作完成」を「創作時」など、必ずしも“完成”してない作品でも保護対象となることが明確に読める条文に修正することを希望する。
関連する法令等	日本著作権法第51条第1項では、「著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。」と規定されている。アメリカ著作権法第302条等でも“完成”を要件とすることなく創作の日を起点としている。

台湾 著作権法改正草案向け要望 ②

<p>件名</p>	<p>職務著作の帰属（改正草案第13条）</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>改正草案第13条では、職務上作成した著作物の原始的帰属先として甲案（被雇用者に帰属）と乙案（雇用人に帰属）が提案されている。</p> <p>甲案の個別約定で対応する方法は、作成される著作物の数が多くなったり、1つの著作物を作成する際に大勢が関わるような場合、手続きが煩雑になり現実的ではない。また、説明文にも記載されている通り、現在各国においては雇用人が著作者となるよう規定されていることが一般的である。</p>
<p>改善要望</p>	<p>改正草案第13条は、乙案を採用することを希望する。</p> <p>なお、改正草案第42条では、「雇用人」という表現とは別に「法人」との表現が用いられている。この2つの表現は同じ主体を示していると思われるため、表現を統一することを希望する。</p>
<p>関連する法令等</p>	<p>日本著作権法第51条第1項では、職務著作について特段の定めがない限り著作者は“法人等”と規定されている。</p>

台湾 著作権法改正草案向け要望 ③

件名	委託著作物の利用（改正草案第14条の説明）
現状／問題点	<p>改正草案第14条第3項では、他人に委託することにより創作された著作物の取り扱いについて、「出資之目的範囲内」と規定されている。</p> <p>この改正内容について特に否定的な意見は持たないが、改正草案第14条第3項の説明内容は誤解を招く可能性がある。</p> <p>具体的には、“出資の目的”やその“範囲”が委託者・被委託者の間でどのように取り交わしているかということが例文では不明確である。</p>
改善要望	<p>例示に関して、「ポスターの図案を商標として利用する場合」ではなく、例えば「社内限りでの使用を約して作成を委嘱した著作物を外販する」といったようなケースを取り上げることが希望する。</p>
関連する法令等	

台湾 著作権法改正草案向け要望 ④

件名	「合理的範囲内」の削除（改正草案第3章第4節第4款 全般）
現状／問題点	
改善要望	<p>改正草案第3章第4節第4款では、全般的に「合理的範囲内」の限定が削除された。権利制限規定の適用範囲がより明確になったことを評価する。</p> <p>一方、規定が悪用されて、著作権者の利益が害されることのないよう、バランスに配慮した運用をお願いしたい。</p>
関連する 法令等	

台湾 著作権法改正草案向け要望 ⑤

<p>件名</p>	<p>授業、教科用図書編纂目的の複製、公開伝送等 (改正草案第55条、第56条)</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>改正草案第55条では、教育現場での第三者著作物の公開放送等について、デジタル時代の教育施策に対応させる改正が提案されている。この中では一定の制限を設けており、「課程への登録」(55条、56条)、「同一時間における受講」(55条)が要件となっている。</p> <p>著作物が利用可能な時間、場所、教育機関等を制限することは、情報化社会における遠隔教育の利点を損ねるものである。</p>
<p>改善要望</p>	<p>著作権者の利益等に配慮しつつも、要件のより一層の緩和が望ましいと考える。例えば、55条の対象に「非同期型」も含めることなどが考えられる)ことを希望する。</p>
<p>関連する 法令等</p>	<p>日本著作権法第35条</p>

台湾 著作権法改正草案向け要望 ⑥

件名	著作権の見做し侵害（改正草案第99条）
現状／問題点	<p>改正草案第99条第1項第5号では、権利侵害と見なす行為の一形態として、「著作財産権者の同意または許諾を得ずして、公衆にインターネットを介して他人の著作を公開伝送または複製して著作財産権を侵害させることを意図し、著作の公開伝送または複製が可能なコンピュータプログラムまたはその他技術を公衆に対して提供することで、利益を得た場合。」と規定している。</p> <p>利益を得なければこのような手段を提供する行為が合法と判断される可能性があり、例えば個人プログラマーがこのようなコンピュータプログラムを無償配布しても著作権者は救済されないことになる。</p>
改善要望	<p>公衆に対してコンピュータプログラムまたはその他技術を提供することで必ずしも利益を得ていない場合も想定されるため、“利益を得た場合”という要件を削除することを希望する。</p>
関連する法令等	

台湾 著作権法改正草案向け要望 ⑦

<p>件名</p>	<p>著作権侵害の水際措置（改正草案第106条）</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>改正草案第106条第14項では、税関が著作権侵害の疑いのある貨物を発見し、1営業日以内に権利者に通知し、「権利者は通知を受領した後、空輸輸出貨物は4時間以内に、空輸輸入および海運輸出入貨物は1営業日以内に税関に赴いて認定に協力しなければならない。」と規定している。また、権利者が協力しなかった場合、通関させると規定されている。</p> <p>輸出貨物であれば台湾の権利者である可能性が高いため所定時間内に対応できるケースが多いと思われるが、輸入貨物の場合、権利者は外国に所在していることが多く、“4時間以内”や“1営業日以内”の対応は実質的に不可能である。</p>
<p>改善要望</p>	<p>外国権利者に不利益にならない時間を確保してもらうことを希望する。例えば、空輸・開運を問わず6日間程度の猶予を設けることを希望する。</p> <p>また、税関で外観観察による侵害発見が前提であれば、当該貨物の画像情報を添えて権利者に通知するなどの方法を導入することを希望する。</p>
<p>関連する 法令等</p>	